

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

記入者情報

問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。電気事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段も記入してください。

対象の建物情報

記入年月日	平成 年 月 日 ()		
記入者連絡先	事業所名	(個人の方は記入の必要はありません。)	
	住所	〒	
	氏名	電話番号	- -
相談した 電気事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

設問 1 所有物件の建築時期について

●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有している建物の建築時期は昭和 52 年(1977 年)3 月以前である。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい・いいえ (調査終了) (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)
---	--

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問 2 へ。

 設問 2 は裏面

設問 2 所有物件の用途について

●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

設問 1 で「はい」と回答した物件は**事業用建物**である。当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)

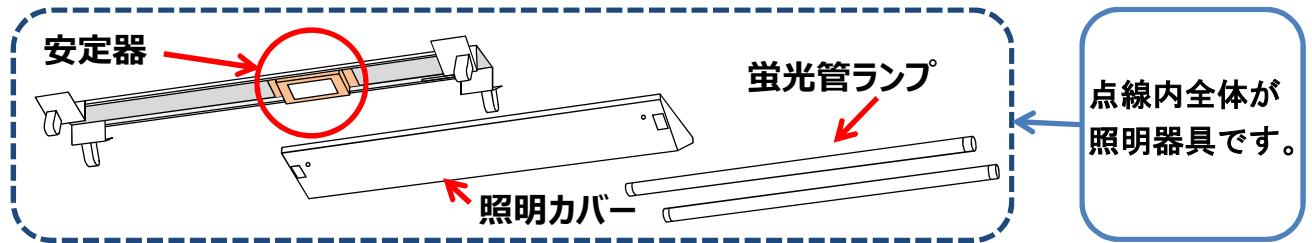
はい ・ いいえ (調査終了)

(複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問 3 へ。

設問 3 照明器具の交換について

●**照明器具**とは、**蛍光管ランプ**の他に下図に示すように**安定器**も含まれます。



設問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、**全ての照明器具**を交換し、処分している。当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても**保管している安定器**があれば「いいえ」を選択してください。)

はい (調査終了) ・ いいえ

(複数の物件をお持ちの方は、1 つでも**当てはまらないもの**があれば「いいえ」に○を付けてください。)

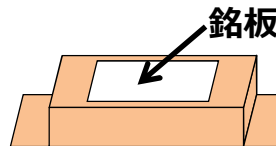
「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 4 へ。

設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

●設問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**参考資料を参考にして必ず調査を行って下さい。**

※滋賀県内における PCB 使用安定器の処分期限は平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

蛍光灯の安定器

PCB 使用照明器具安定器を保管または設置している。当てはまる回答に○を付けてください。

はい ・ いいえ ・ 不明

御協力ありがとうございました。この調査票のみ同封の封筒で御返送ください。